

国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、東北地方整備局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

東北地方整備局で平成23年度以降に実施した監査の結果、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況（令和7年5月31日現在）を公表します。

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（東北地方整備局）

問合せ先
港湾空港部港湾管理課管理係

連絡先
022-716-0002

年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和6年度 実地監査分	小名浜港	福島県	3号ふ頭2号岸壁	防舷材が脱落している。	補修	未処理：令和7年度処理予定
	小名浜港	福島県	2号ふ頭5・6号岸壁	①防舷材が損傷している。 ②防舷材の代わりにタイヤが設置されている。	①補修 ②補修	①未処理：令和7年度処理予定 ②未処理：令和7年度処理予定
	小名浜港	福島県	4号ふ頭1号岸壁	防舷材が損傷している。	補修	未処理：令和7年度処理予定
	小名浜港	福島県	4号ふ頭2号岸壁	防舷材が脱落している。	補修	未処理：令和7年度処理予定

年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和5年度 実地監査分	八戸港	青森県	八太郎地区2号ふ頭 岸壁（－13m）	防舷材が損傷している。	補修	未処理：令和7年度以降処理予定
	秋田港	秋田県	向浜地区－10m2 号岸壁	防舷材が落下している。	補修	処理済み：令和6年度処理完了
	秋田港	秋田県	向浜地区（-12m） 岸壁	防舷材が落下している。	補修	未処理：令和7年度処理予定
	小名浜港	福島県	7号ふ頭-13m岸壁	防舷材が欠損し、代わりにタイヤが設置されている。	補修	未処理：令和7年度処理予定

年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和4年度 実地監査分	八戸港	青森県	八太郎地区2号ふ頭 岸壁（－13m）	防舷材が損傷している。	補修	未処理：令和7年度以降処理予定
令和3年度 実地監査分	むつ小川原港	青森県	新納屋地区護岸（2）	防舷材が損傷している。	補修	未処理：令和7年度以降処理予定
平成30年度 実地監査分	むつ小川原港	青森県	新納屋地区護岸 （2）	船舶が不法係留されている。	占用の解消	未処理：令和7年度以降処理予定
平成29年度 実地監査分	仙台塩釜港	宮城県	石巻港区雲雀野地区 岸壁（－13m）（2）	防舷材に亀裂が入っている。	補修	処理済み：令和6年度処理完了